

憲法 26 条「義務教育は、無償」、その実現を！ 「就学援助制度」、活用の推進と制度の拡充を



【就学援助制度とは？】

小中学校に在籍する児童・生徒が経済的理由によって就学困難と認められる保護者等に対して、就学に必要な費用を援助する制度です。

【申請方法】

毎年、1月下旬頃に次年度の申請書が学校から配布されます。利用を希望する人は、所定の用紙（申請書）に記入して、学校に提出します。

また、転入や何らかの事情で急に経済状況が悪くなった場合など、さまざまな理由があれば、年度途中にいつでも申請できます。この場合も、学校に申し出てください。

【対象】

(申請理由)	(添付書類)
① 生活保護の廃止又は停止	保護廃止・停止決定通知書
② 市町村民税の非課税の決定	証明書添付は不要（必要な場合もあり）
③ 国民年金の掛金の免除の決定 ※1/4 免除は除く	国民年金保険料免除申請承認通知書
④ 児童扶養手当の支給の決定	児童扶養手当証書
⑤ (1)～(4) の理由に該当しない が、経済的な理由で生活に困窮 している場合は、隨時申請でき ます。	世帯の人数によって、所得基準や給与 収入の基準があります。 *基準は、HPで確認するか、教育委 員会学務支援課へ問合せを 328-2716

支給対象を増やすなど、拡充を求めてきました

PTA 会費・部活動費・卒業アルバム代なども対象に

【支給内容】

学用品費等	1年 2～6年	1年 2～3年
新入学用品費	13,230円 15,500円	25,040円 27,310円
修学旅行費	実費	実費
校外活動費	実費	実費
学校給食費	実費	実費
通 学 費	実費	実費
医 療 費	実費	実費

* 担当は、学務支援課 **328-2716**

(新入学用品) 小中学校 1 年生で入学式までの認定者のみが対象。

(校外活動) 金峰山少年自然の家等での宿泊校外活動

(通学費)

- ・片道の通学距離が小学 4km 以上、中学生 6km 以上
- ・特別支援学級の児童生徒

(医療費) 学校保健安全法施行令第 8 条に定める疾病治療の医療費（中耳炎、虫歯他）

本来「義務教育は無償」…支給対象・支援内容・支援額の拡充を

日本共産党市議団は、これまで PTA 会費や部活動費・卒業アルバム代なども支給対象にする

ことや、支給額の拡充などを求めてきました。

憲法 26 条は「義務教育は無償」と定めていますが、実際に無償なのは授業料・教科書代く

らいです。給食費・修学旅行・消耗品・プリント代・体操服・標準服や制服代など、様々な負担があります。すべての子どもたちが安心して学べるよう、学校現場での各種費用負担を軽減する立場で、就学援助制度のさらなる拡充が求められます。

まだの方は、今からでも申し込みましょう！

就学援助は、教育を受ける権利を保障するための大切な制度です。支援が必要な方は、積極的に活用してください。

今からでも、気軽に申請しましょう。

日本共産党

熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町 1-1

発行：日本共産党熊本市議

N.O. 1369
2024年5月26日

電話 328-2656
FAX 359-5047

メール : kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

H P : 共産党 熊本市議団



検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

困窮する世帯が、必要な時に活用できる制度へ



「福祉金庫」とは、熊本市社会福祉協議会が「福祉金庫資金事業」として実施している生活困窮世帯への無利子・少額の貸付制度です。

目的は、「民生委員の援護活動に際して、その世帯の自立更生上必要かつ有効と認められる場合に貸付を行うことにより、その援護活動の充実を図ること」と規定され、原資となる財源を熊本市が市社協に貸し付けて運営されています。(熊本市からの貸付:毎年1,000万円)

(貸付金額) 基本5万円以内、特別な事情の時10万円以内

(利子) 無利子

(貸付内容) (1)生活つなぎ資金、(2)就職の資金、(3)保護申請のつなぎ、
(4)急病等時の生活必需品購入、(5)その他

(相談・申込先) 熊本市社会福祉協議会 ☎096-322-2331

住所:熊本市中央区新町2-4-27 市健康センター新町分室

貸付実績が低迷、市が提供した資金が活用されていない

【年度別の貸付実績】

(年度)	(相談件数)	(貸付件数)	(貸付額) 円
2019	716	47 (6.6)	3,266,000
2020	569	44 (7.7)	3,098,000
2021	697	46 (6.6)	3,173,000
2022	642	50 (8.0)	2,822,000
2023	408	28 (6.9)	1,887,000

* 貸付件数のカッコ内は、相談件数に対し、貸付けた割合

上記の表にあるように、毎年・数百件の相談に対し、貸付は40~50件程度にとどまり、相談の7%前後の貸付実績です。熊本市が貸し付けた原資・1,000万円も2~3割しか活用されていません。

* 主な貸付内容は、「教育費」や「生活費つなぎ」「転居費」「保護つなぎ」「家具什器」等です。

修学旅行に行けないのに、「貸さない」の対応

高校生を持つ方が、修学旅行費用7万円を借りるために福祉金庫を申込まれた時、16年前の返還残1万円が不能欠損処理だったために、「貸さない」と門前払いでした。

「生活と健康を守る会」が相談に乗り、粘り強く交渉し、結

果的には借りましたが、借りることができなければ、修学旅行に行けませんでした。

市社会福祉協議会が「払えない」との判断で不能欠損されていたものを理由にして、「貸さない」というのは、到底「福祉」とは言えません。

止まらない物価高の中、困窮世帯の願いに応える運用へ

あまりに少ない
利用実績は改善を

3月議会の予算決算委員会で、市社協の「福祉金庫」の運用問題を取り上げ、困窮する世帯が必要な時に利用できるよう、運用改善を求めました。

健康福祉局長は、「相談内容に応じて、最も適した制度につなげている」と答弁しました。しかし、修学旅行費用の事例でもわかるように、厳しい運用で必要な人を門前払いしています。

「福祉」のために
市が無償で資金融資

利用が少ないと市が無償提供した資金が目的である「福祉」に活用されていない実態があります。困難を抱える市民が、よりよく乗り超えていくために、利用者へ寄り添った対応への改善が必要です。

引き続き、取り組んでいきます。

